都留市では、**リフォーム後の空家等及びその敷地**又は**空き家除却** 後の跡地を地域の活動の場として10年以上貸与する場合に、補助金を支給しています。

補助率

空き家のリフォームにかかる費用の

2/3 (1,000円未満切り捨て)

上限150万円 (市内施工業者に依頼の場合)

上限120万円 (市外施工業者に依頼の場合)

空き家の解体、撤去・処分にかかる費用の

4/5 (1,000円未満切り捨て)

上限200万円 (市内施工業者に依頼の場合)

上限150万円(市内施工業者に依頼の場合)

対象者

- ・**自治会等**(自治会、自治会内組織、 地域協働のまちづくり推進会等)
- · NPO法人等(地域活性化を図る 一般社団法人、特定非営利活動法人等)

条件

- ・リフォーム後の空家等及びその敷地、又は除却工事後の跡地を、地域活性化のために自治会等に10年以上貸与し、自治会等がその土地を管理、活用すること。他(詳細は、お問合せください。)
- *無償貸与の場合は免税の対象となる場合があります。

注意事項

- · 交付決定前に工事を行った場合は 補助金の対象となりません!
- ・工事をお考えの方は、必ず工事前に下記問合先までご相談ください。

都留市空家等地域活性化拠点整備事業補助金

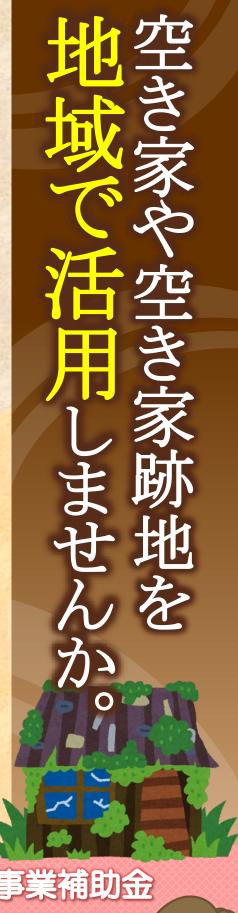
都留市役所 地域環境課

環境政策室

問合先: 0554-43-1111(内171.172)

担当より

リフォーム後の空き家や 解体後の跡地を地域の人たちが 集まる場所に! お気軽にご相談ください。





* 空家等地域活性化拠点整備事業補助金について*

√ 補助金申請の流れ

申請時に必要な様式は**市ホームページ**から印刷、 又は**地域環境課窓口**で受け取りができます!

事前相談(申請者→市)

申請前に来庁または電話にてご相談ください!



補助金申請提出(申請者→市)

申請書と添付書類をご用意いただき、 補助金申請を行ってください。

交付決定(市→申請者)

申請から交付決定まで時間を要するため 早めの申請をお願いします。



工事実施(申請者)

交付決定後の工事実施となります。



実績報告提出(申請者)

工事完了日から30日以内に実績報告を提出してください。



交付額決定(市→申請者)



請求書提出(申請者→市)



支払(市→申請者)

交付額決定後支払までに1ヶ月程かかります。

※申請や実績報告に必要な書類詳細はホームページをご覧いただくかお問合せください。

地域活性化の為なら用途は自由!









せひご活用ください!